

総務教育常任委員会資料

(平成24年5月21日)

〔 件 名 〕

- ・ 鳥取県庁における今夏のクールビズ・節電への取組について
【総務課、人事企画課】・・・1
- ・ 東日本大震災避難者等総合支援チーム会議について 【総務課】・・・2
- ・ 簿冊情報検索システムの運用開始について 【政策法務課】・・・3
- ・ 国際まんが博発表会見・まんが王国とっとり王女即位式典の開催について
【東京本部】・・・5
- ・ 関西における進出企業・金融機関との連携について 【関西本部】・・・6
- ・ 鳥取うまいもん市場「トリピーショップ」の状況について【関西本部】・・・7
- ・ 平成24年度緊急雇用対策（県の直接雇用）の実施状況について
【人事企画課】・・・8
- ・ 時間外勤務縮減の取組状況について 【人事企画課】・・・9
- ・ 平成24年度事業棚卸し ～県民視点での点検～ の実施について
【業務効率推進課】・・・11
- ・ 「県政推進に向けた県組織のあり方検討会議」の開催について
【業務効率推進課】・・・12
- ・ 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について
【人権・同和対策課】・・・13
- ・ 鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る
審査基準についてのパブリックコメントの実施について【公文書館】・・・16
- ・ いなばのジビエ連絡協議会の設立について
【東部総合事務所、八頭総合事務所】・・・20
- ・ 若桜鉄道沿線地域の活性化に向けた取組について【八頭総合事務所】・・・21
- ・ 鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業について【中部総合事務所】・・・23
- ・ 第13回国際マンガサミット鳥取大会の準備状況について
【西部総合事務所】・・・24
- ・ よみがえれ弓ヶ浜！白砂青松アダプトプログラムの実施について
【西部総合事務所】・・・28

総 務 部

鳥取県庁における今夏のクールビズ・節電への取組について

平成24年 5月21日
総務課
行財政改革局人事企画課

1 今年度の県庁の取組方針

県庁全体で、夏の電力需要期（7月～9月）における電気使用量10%以上の削減（平成22年度対比）を目標とした節電に取り組む。

県のクールビズ・節電対策

【5月1日～取組（県庁の率先行動）】

○ハートホットクールビズ2012の開始

- ・県は、率先的に昨年(5/23開始)より3週間前倒し5/1から10/31まで実施。
(国及び関西広域連合も5/1から10/31まで実施。)
- ・本年は特に「まんが王国とっとり」建国に鑑み、マンガについてはポロシャツ、Tシャツデザインの要件を緩和して鳥取県にゆかりのないものについても節度あるものについては着用を可とした。

○県庁舎の節電対策

- ・昨夏と同様に冷房温度の適正化（室温28℃設定）、不要な照明の消灯や間引き点灯、エレベーター等の間引き運転の取組みと省エネ・節電設備の導入

○時間外の一斉消灯

- ・時間外に照明を一斉消灯することで、職員の省エネに対する意識強化を図る。

○省エネパトロール

- ・時間外に無駄な電気がついていないか、見回りを実施して必要最小限の電気以外を消灯するよう呼びかけ。

○節電の取り組みの再徹底⇒各所属における節電の工夫を募集し、共有する

- ・昼休憩や長時間の席空け時にはパソコンの電源OFF、勤務終了時はコンセントを抜く
- ・コピー機やシュレッダー等は、長時間使用しない場合は電源を切る。

2 昨年度夏季（7月～9月）の県庁舎の節電取組みと実績

| | H22 | H23① | H23-H22② | 割合②/① |
|-------|------------|------------|------------|-------|
| 電気使用量 | 771,330kWh | 714,506kWh | ▲56,824kWh | ▲7.4% |

<主な節電対策>

- 共用部照明間引き消灯（2/3程度間引き）
- エレベーター間引き運転
- 冷房時の外調機運転時間の短縮
- 地下駐車場排風機の間欠運転
- 冷房開始時間の厳格化 など

東日本大震災避難者等総合支援チーム会議について

平成 24 年 5 月 21 日
 総 務 課
 危機管理政策課

東日本大震災に係る県内避難者への支援についてはこれまで東日本大震災支援対策本部において行ってきましたが、東日本大震災から 1 年を経過し、避難者受入のための応急的な支援から、県内での避難者の定住をも視野に入れた中・長期的な支援に移行するため「東日本大震災避難者等総合支援チーム」を立ち上げることとし、第 1 回の会議を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日 時 4 月 27 日（金）午後 1 時 30 分～2 時 15 分
- 2 場 所 県災害対策本部室（県庁第二庁舎 3 階）、各総合事務所（テレビ会議）
- 3 出席者 統轄監、関係部局長、総合事務所長等
- 4 議題と協議結果

| 主な議題 | 対応方針又は協議結果 |
|----------------------------|---|
| 福島県からの避難者への内部被ばく検査 | 福島県からの避難者のうち検査を希望する者に対し無料で実施 ○検査日時・場所 ・中部：5 月 25 日、26 日（中部総合事務所福祉保健局） ・西部：6 月 1 日、2 日（西部総合事務所福祉保健局） ・東部：6 月 8 日～10 日（東部総合事務所福祉保健局） ○検査の流れ 受付→検査内容の説明→測定 ○検査結果の通知 検査当日に簡単に説明の上、正式結果は後日郵送 |
| 公営住宅の入居期間 | 県営住宅の入居期間を 3 年に延長 （厚労省からの通知を受けて、福島県知事から各県知事宛に福島県からの避難者に対し応急仮設住宅の供与期間を最長 3 年に延長するよう依頼 →県の職員住宅、教職員住宅も 3 年で対応 →市町村営住宅については市町村へ情報提供を行い、同様な取扱いとなるよう働きかけ |
| 避難者の交流、生活再建・自立支援 | とっとり東北県人会等と協働した地区別交流会の定期的開催、県域交流会の開催、市町村、ハローワーク等関係団体との意見交換 |
| 移住定住を視野に入れた雇用調整のプラットフォーム機能 | ハローワークや市町村等と連携した支援を引き続き実施するとともに、ミドル・シニア仕事ぶらざを活用した個別支援について実施する |
| 子供の心のケアの対応 | ・福祉相談センター（東部）、児童相談所（中・西部）での相談実施について連絡先を案内 ・スクールカウンセラーによる被災児童・生徒の心のケアの実施 |
| 各地区における避難者のワンストップ相談窓口 | 総合事務所及び市町村の窓口を改めて周知 →あわせて、避難者からの相談に対し、コンシェルジュ的な対応ができるよう市町村と対応について相談 |
| 石ノ森萬画館（石巻市）の支援の検討 | 5 月中旬を目途に石ノ森萬画館と打合せを行い、取組みを展開 <取組案（アイデア段階）> 応援メッセージの募集、石ノ森萬画館の企画展示、国際マンガサミット鳥取大会への招致 |

（参考）東日本大震災避難者等総合支援チーム

| トップ：統轄監 | | 支援項目 | 担当機関 |
|-------------------------------|-------------|--------------------|------------|
| 避難者支援 | 交流 | 避難者間の交流支援 | とっとり暮らし支援課 |
| | | 被災地からの情報窓口（復旧復興情報） | 広報課 |
| | 健康 | 福島県からの避難者の被ばく検査 | 医療政策課 |
| | 補償 | 補償相談 | 政策法務課 |
| | 住居 | 公営住宅確保・相談窓口 | 住宅政策課 |
| | 就業 | 避難者の雇用対策 | 雇用人材総室 |
| | | 被災地の農業者受入対策 | 経営支援課 |
| | 生活 | 避難被災者生活支援金 | 福祉保健課 |
| | 教育 | 児童生徒受入支援 | 教育委員会 |
| | 調整 | 避難者受入支援総合窓口 | とっとり暮らし支援課 |
| | 全国避難者情報システム | 自治振興課 | |
| 企業支援 | 被災地企業移転支援 | 産業振興総室 | |
| 交流・健康等の避難者支援の各地域の総合窓口、市町村との連携 | | 総合事務所 | |
| 事務局 | | 総務課・危機管理局 | |
| 協力機関 | | 弁護士会・司法書士会 | |

簿冊情報検索システムの運用開始について

平成24年5月21日
政策法務課

公文書の適切な管理、利用等を図ることで、県政を適正かつ効率的に運営し、また、県の諸活動に関する県民への説明責任を全うすることを目的とした「鳥取県公文書等の管理に関する条例」が今年度から施行されているところですが、公文書が県民により利用しやすいものとなるよう、公文書をまとめた簿冊の情報を検索できるシステムをとりネットで公開します。

1 検索システムの概要

(1) 検索できる簿冊

○電子決裁・文書管理システムを利用している機関が作成、保存している簿冊

※電子決裁・文書管理システムは、警察、病院及び県立学校を除く県の機関並びに地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに導入されています。

○歴史資料として公文書館で保存している簿冊

(2) 公表対象の簿冊件数（現時点で文書管理システムに登録されている簿冊件数）：約28万件

【内 訳】

○県の機関が現用しているもの：約25万5千件

※保存期間の区分別の内訳

30年保存又は常用（旧「永年保存」を含む。）：約5万8千件、10年保存：約7万5千件、

5年保存：約11万6千件、1年保存：約6千件

○歴史資料として公文書館で保存しているもの：約2万5千件

※当該件数は文書管理システムに登録されている件数であり、このほかの歴史資料（寄贈・寄託資料等）の情報については、公文書館のホームページで別途公表されます。

(3) 公表する簿冊情報

簿冊名、分類、利用開始年度、保存期間、保存期間が満了したときの措置（「公文書館に引継ぎ」又は「廃棄」）、所管課 など

(4) 検索システムの画面

別紙を参照。

(5) 検索システムのホームページアドレス

<http://bunsho.pref.tottori.lg.jp/>

※政策法務課ホームページ中の「公文書管理」のページからもアクセス可能です。

（「公文書管理」のホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/23651.htm>）

(6) 検索システムの開発経費：約7百万円

(7) 運用開始予定日：平成24年5月末日

2 その他

- ・簿冊にまとめられている公文書の内容を知りたい場合は、現用のものについては公文書開示請求を、歴史資料として公文書館で保存しているものについては、同館への利用請求をすることができます。
- ・保存期間が満了したときの措置などについて意見を述べるができる専用フォームを設けます。なお、簿冊を廃棄するときは、廃棄する簿冊のリストを公表し、改めて意見を伺います。
- ・この検索システムの対象外となっている機関の簿冊については、別途公表します。

(別紙)

簿冊情報検索システムの画面

フリーワード(キーワード、所属名)や簿冊の作成年度を入力して「検索実行」ボタンをクリックすると、対象簿冊の一覧が表示されます。所属名は、右の「ご利用ガイド」から調べることができます。

[ご利用ガイド](#)

簿冊情報検索システム

| | | | | |
|----------|-------------------------|--------|--------|------|
| フリーワード検索 | 政策法務課 | AND OR | AND OR | 検索実行 |
| | 条例 | | AND OR | |
| 簿冊作成年度 | 西暦 2011年 から 西暦 2012年 まで | 条件クリア | | |
| 表示順 | 簿冊名 | | | |

検索結果

21件が条件に該当しました。1件目～21件目を表示しています。

| | | | | | | | | | |
|---|-----|----------------------------|-----|-----------|-----|-----------|--------|--------|------|
| 1 | 簿冊名 | 公文書管理条例ガイドライン・歴史公文書等評価選別基準 | 所管課 | 総務部 政策法務課 | 作成課 | 総務部 政策法務課 | 利用開始年度 | 2011年度 | 詳細表示 |
| 2 | 簿冊名 | 公文書管理条例制定編 | 所管課 | 総務部 政策法務課 | 作成課 | 総務部 政策法務課 | 利用開始年度 | 2011年度 | 詳細表示 |
| 3 | 簿冊名 | 公文書管理条例制定関連業務綴 | 所管課 | 総務部 政策法務課 | 作成課 | 総務部 政策法務課 | 利用開始年度 | 2011年度 | 詳細表示 |

検索結果詳細表示

| | |
|--------------|----------------------------|
| 簿冊名 | 公文書管理条例ガイドライン・歴史公文書等評価選別基準 |
| 大分類 | 文書事務 |
| 利用開始年度 | 2011年度 |
| 簿冊作成日 | 2012/3/15 |
| 保存期間 | 30年 |
| 保存期間起算日 | 2012/4/1 |
| 保存期間満了日 | 2042/3/31 |
| 保存が満了したときの措置 | 公文書館に引継 |
| 作成課 | 総務部 政策法務課 |
| 所管課 | 総務部 政策法務課 |
| 管理課(保存場所) | 総務部 政策法務課 |
| 簿冊番号 | 201100000212514 |
| 引継簿冊番号 | |

「詳細表示」のボタンをクリックすると、左のとおり該当簿冊の詳細情報が表示されます。

国際まんが博発表会見・まんが王国とっとり王女即位式典の開催について

平成24年5月21日
未来戦略課
まんが王国官房
東京本部

東京都内において、国際まんが博発表会見・まんが王国とっとり王女即位式典を実施しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 日時 平成24年5月17日（木）午前11時から12時まで
- 2 場所 グランドプリンスホテル新高輪 3階「天平」（東京都港区高輪3-13-1）
- 3 内容 ○平井伸治鳥取県知事による主催者挨拶、国際まんが博概要説明
○まんが王国とっとり トットリンドル王女登場
○トークショー、写真撮影会
- 4 イベントのメディアでの露出状況
○在京主要キー局、新聞社、雑誌社など、約50社から約100名が取材した。
○日本テレビ系列「PON!」、フジテレビ系列「知りたがり!」など、全国ネットのテレビ番組にて放送されるなど、国際まんが博のアピールに大きく寄与した。
- 5 会場の様子



- 6 その他
○トリンドル玲奈さんを、同日とっとりふるさと大使に委嘱した。
○今後、鳥取県の観光やイメージアップの広報に御協力いただくほか、首都圏や県内での国際まんが博関連の主要行事もPRしていただく予定です。

関西における進出企業・金融機関との連携について

平成24年5月21日

関 西 本 部

本年度から関西広域連合広域産業振興分野に加入し、関西圏と鳥取県との経済交流の一層の活性化が期待される中、関西から鳥取県に進出している企業のフォローアップ強化等を図るとともに、県内を拠点とする金融機関との連携協力をより強固にするため、県内進出企業本社及び当該金融機関との交流会等を次のとおり開催する。

1 鳥取県サポーターズ企業進出地区別交流会の実施

鳥取県内の進出企業のうち関西圏からの進出は、全体の約7割（約100社）を占めているが、これらの企業へのフォローアップを十分に行い、進出企業の抱える問題点などを把握し、県の経済施策等を説明するなど意見交換して進出企業間と県及び市町村等との相互理解と連携を強化するため、進出地区別の交流会を次のとおり開催する。

| | | | |
|---------|------|----------------|-----------|
| (1) 日 時 | 西部地区 | 平成24年6月 6日 (水) | 午後3時30分から |
| | 中部地区 | 平成24年6月13日 (水) | 午後3時30分から |
| | 東部地区 | 平成24年6月20日 (水) | 午後3時30分から |

(2) 場 所 鳥取県関西本部 交流室（大阪市北区梅田1-1-3-2200 大阪駅前第3ビル22階）

(3) 参加者 鳥取県への進出企業本社（担当部長等）、県、市町村、関係団体等

(4) 内 容 ・平成24年度の鳥取県の産業支援施策について
・産業展開の支援ネットワークについて（試験研究・産業支援機関として、鳥取県産業振興機構、鳥取県産業技術センター、県内大学から支援施策等紹介）
・来年度の採用計画（人材確保）について 等

※今後、進出企業トップと県内行政・経済界代表等との全体交流会についても開催予定

2 金融機関との情報交換会の実施

県内を拠点とする金融機関は、鳥取県と「業務連携、協力に関する協定（鳥取銀行）」、「企業立地、販路開拓、ビジネスマッチング等に関する包括的業務協力協定（山陰合同銀行）」を締結しており、これらの金融機関と情報の共有化を図るとともに、連携協力関係をより強固にするため、情報交換会を次のとおり開催する。

(1) 日 時 平成24年5月25日（金）午後4時から

(2) 場 所 鳥取県関西本部 交流室（大阪市北区梅田1-1-3-2200 大阪駅前第3ビル22階）

(3) 参加者 金融機関、県、関係団体の関西事務所等

(4) 内 容 ・平成24年度の鳥取県の産業施策について
・関西圏経済の状況について 等

鳥取うまいもん市場「トリピーショップ」の状況について

平成24年5月21日
関西本部

千里大丸プラザに3月2日にオープンした鳥取うまいもん市場「トリピーショップ」は、オープンから2か月余りが経過した。関西の消費者の皆様へ広く周知し県産品の販路拡大を推進するため、年間を通じたPR活動等を行う。

1 トリピーショップの現状

(1) 販売状況

5月中旬現在64品目を販売中。「まるごととまと」トマトジュース、砂丘らっきょう甘酢漬け、あご入り鰹ふりだしなどが売れ筋商品。その他、鬼太郎関連商品、おいりなどの鳥取ゆかりのお菓子などが好評。

(2) トリピーショップの移設

4月8日に当初の店舗入口から最終設置予定場所であった店舗奥側に移動。移設に伴い、次のような周知PRを実施。

- 4月6日(金)～8日(日)に、関西本部が作成した移動告知チラシを、千里大丸プラザがレジで配布(各日1000枚)。
- 千里大丸プラザが作成した移動告知ポップを移動前のトリピーショップ付近に5月末まで設置。



【現在のトリピーショップ】

2 トリピーショップ PR計画

トリピーショップを周知し、多くのお客様にお越しいただけるよう、次のとおりPRを実施。

(1) ポスター、チラシの作成・掲示(4月下旬から随時掲示)

- 千里大丸プラザ及び近隣のピーコックストア3店舗に千里大丸プラザを通じてポスター、チラシを掲示。
- 近隣のショッピングモール「せんちゅうパル」に千里大丸プラザを通じてポスターを掲示。

(2) バス中吊広告(5月中旬～翌年3月末)

- 千里中央周辺の路線を走る阪急バス5台に中吊広告を掲載し集客を図る。

(3) トリピーショップ出品事業者試食イベント(4月下旬から随時実施)

- 市場開拓課から(社)鳥取県物産協会に委託し、試食イベントを実施。
 - ・4月20日(金)、21日(土)に、鳥取カレー研究所が鳥取カレーの素、ゴールドエンケチャップを試食販売。
 - ・5月20日(日)に、おしどり調剤薬局(有)が生姜パウダー、マイタケチップス等を試食販売。
 - ・今後は鳥取フェア期間を中心に月に3社程度試食イベントを行う。

(4) プレゼント企画(5月以降随時実施)

- 地元ケーブルテレビにトリピーショップを取材してもらい、放送時のプレゼント企画を実施(年2回予定。第1回は6月中旬に放送予定)。
- サンケイリビング等フリーペーパーでプレゼント企画を実施(年2回)。
- 店頭で宿泊券プレゼント企画を実施(年2回)。

(5) その他

- 4月25日に花トリピーが店頭で花の種を配布し、トリピーショップをPRした。
- トリピーショップで販売している商品を関西本部メルマガ、HPで広報。
- 名刺の裏面にトリピーショップの紹介を印刷(職員が企業訪問等でPRを図る)。
- トリピーショップで実施する各イベントの周知を図るため、店頭でチラシ、ティッシュ等を配布。(随時)

平成24年度緊急雇用対策（県の直接雇用）の実施状況について

平成24年5月21日
行財政改革局人事企画課

平成24年度緊急雇用対策（県の直接雇用）に係る臨時的任用職員の採用試験の実施状況は次のとおりです。

1 採用試験の状況

(単位：人)

| 区分 | 募集人員 | 応募者数 | 受験者数 | 採用者数 |
|----------|------|------|------|-------|
| 事務補助職 ※① | 86 | 312 | 266 | 86 |
| 技術補助職 | 14 | ※② ー | ※② ー | ※② 14 |
| 計 | 100 | 312 | 266 | 100 |

※① 事務補助職については、人事企画課で一括して採用試験を実施（5/14付け（一部は6/1付け）で採用）

※② 技術補助職については、配置所属で個別に採用試験を実施。今後実施予定の所属もあるため応募者数及び受験者数は未記載（採用者数は予定数）

【参考】 臨時的任用職員（事務補助職）の採用試験の実施概要

- ・ 募集期間等 募集：4月16日（月）～5月1日（火）
試験日：5月7日（月）
合格発表：5月10日（木）
- ・ 主な任用期間 5月14日（月）～10月末（約6か月）
- ・ 主な配置所属 県政課題に対応した所属に配置（まんが王国官房等）
- ・ 所要経費 緊急雇用基金及び単県費で対応

2 今後の予定

県内の雇用経済情勢を注視しつつ、必要に応じて第2弾の直接雇用を検討

※第2弾の財源：緊急雇用基金（平成24年6月補正対応を検討）

時間外勤務縮減の取組状況について

平成24年5月21日
財政改革局人事企画課

知事部局では、職員のワークライフバランスの実現を目指して、2年間で時間外勤務を半減させることを目標とする全庁運動（スマート県庁5(Go)5(Go)プロジェクト）を平成22年5月から実施しており、その実績等は次のとおりです。

1 平成23年度の時間外勤務の状況

(1) 年間総時間数 2年間で44%縮減

| | H23 (a) | H21 (b) | 差引(a-b) | H21比(%) |
|-------------|---------|---------|----------|---------|
| 年間総時間数(h) | 319,717 | 568,435 | ▲248,718 | ▲44% |
| 職員一人の月平均(h) | 10.7 | 18.6 | ▲7.9 | ▲43% |

※東日本大震災被災地に派遣した職員の勤務時間及び震災影響時間（県内業務）を除く。

(2) 職員ごとの状況

①月60時間以上の時間外勤務を行った職員 … 延べ人数で6割以上の減

| | H21 | H22 | H23 |
|------|--------|------|------|
| 延べ人数 | 1,943人 | 909人 | 740人 |
| 実人数 | 639人 | 494人 | 363人 |

②年間360時間（月平均30時間）以上の職員 … 約6割の減

| | H21 | H22 | H23 |
|----------|------|------|------|
| 月30h～44h | 289人 | 214人 | 151人 |
| 月45h～59h | 174人 | 60人 | 62人 |
| 月60h～ | 89人 | 22人 | 18人 |
| 計 | 552人 | 296人 | 231人 |

2 平成24年度の取組方針

- ・55プロジェクトにより達成した縮減水準を全庁として維持することを基本目標とし、成果のあがっていない所属（職員）及び時間数の多い所属（職員）に重点化して縮減に取り組む。
- ・モチベーションを高く持てる職場づくりを目指し、「スマート県庁 笑顔拡大プロジェクト」（別紙）として、業務カイゼン、ワークライフバランス、庁風改革などに総合的に取り組む。

3 その他（夏季特例勤務の実施について）

夏季期間中に、希望する職員について勤務時間を30分又は1時間前倒しする制度を昨年度から導入したところであり、平成24年度も次のとおり実施する。

(1) 実施期間

6月1日～9月30日 ※ 昨年度は6月22日開始

(2) 実施単位の弾力化

1週間又は1日単位で指定

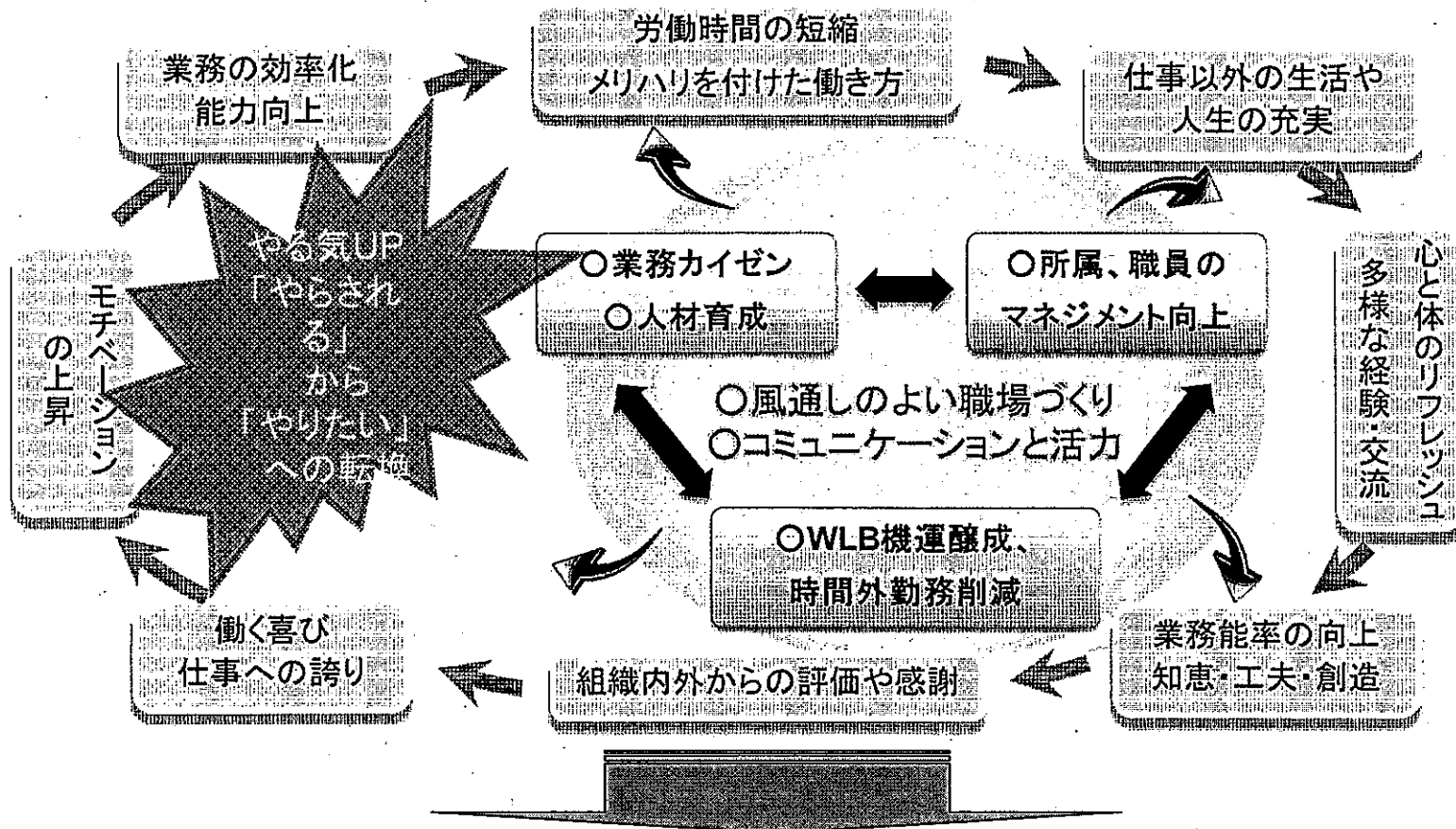
※昨年度は、1日単位の場合、4週間以上の期間の周期的な指定に限っていたが、今年度は、前週までに申し出れば1日だけでも指定可能とする。

<参考>昨年度の活用状況（知事部局）

| 活用量数 | 7:30～16:15 | 8:00～16:45 |
|------|------------|------------|
| 140人 | 67人 | 73人 |

主な取り組み

- 県庁基幹業務(財務会計・税務・給与)を見直します。
 ⇒いよいよ、県庁業務全体の刷新を図ります！
- 仕事の見える化(ファイリングシステム・用品の集中管理)を全庁展開します。
 ⇒県庁中を効率的で仕事がはかどる職場に変えます！
- 過去2年間の時間外勤務縮減水準を維持します。
 ⇒今年は、成果の見えにくい所属を重点的に支援します！



【平成24年度の県庁改革推進の全体構想】

スマート県庁笑顔拡大プロジェクト

働き方が変われば生き方が変わる



■ 組織の力として定着⇒ より県民の役に立つ県庁に⇒ 県民の笑顔
 ■ 「チャレンジ」→「達成」→「成長」による自己実現
 ⇒自身も笑顔、仲間も笑顔、家族も笑顔

平成24年度事業棚卸し ～県民視点での点検～ の実施について

平成24年5月21日
行財政改革局業務効率推進課

公開の場で、外部の視点により事業を点検し、予算編成作業に活用することを目的として実施する「事業棚卸し」の進め方等の概要について以下のとおり報告します。

1 実施時期

8月31日(金)～9月1日(土) (インターネットによる同時配信を実施)

※ 予算編成作業に向けて十分な時間を確保するため、評価日を昨年度より前倒しして実施。

2 評価対象事業

(1) 選定基準

以下の事業を除く県のすべての事業を評価対象事業候補とし、評価者会議において選定。

- ①平成24年度の新規事業
- ②他の方法で外部評価を受けている事業(公共事業等)
- ③予算額が比較的少額の事業(トータルコストが100万円未満)

【選定の視点】

- ・必要性：事業実績等が低調であり事業継続の検証や、一定期間が経過し事業効果の検証が必要なもの
- ・有効性：県関与のあり方の検証が必要なもの、目的達成の手段として有効か検証が必要なもの
- ・効率性：県と市町村・団体との役割分担等の検証が必要なもの、費用対効果の検証が必要なもの

【選定の効率化】

評価者の負担軽減のため、トータルコスト5千万円以上の事業一覧を提示する等工夫を加える。

(2) 評価対象事業数 20事業程度

(3) 評価検討時間 100分程度/事業(平成23年度：70分程度/事業)

※ 評価対象事業の十分な事前調査のため、担当課を交えた評価者会議を事前開催する方式に変更。

3 実施体制

◆A班(経済・産業分野)

| | | |
|-------------|-------|----------------------------|
| コーディネーター | 細井 由彦 | 鳥取大学 副学長(工学部社会開発システム工学科教授) |
| 評価者(有識者) | 井上 学 | 鳥取青年会議所 理事長 |
| | 蔵増 保則 | 鳥取県農業協同組合中央会 専務理事 |
| | 塚田比佳里 | ゆうゆうとっとり子育てネットワーク 副代表 |
| | 水上 啓吾 | 鳥取環境大学地域イノベーションセンター 講師 |
| 評価者(公募県民委員) | 西村 光法 | 大学生(鳥取大学) |

◆B班(福祉・生活分野)

| | | |
|-------------|-------|------------------------|
| コーディネーター | 西村 教子 | 鳥取環境大学経営学部経営学科 准教授 |
| 評価者(有識者) | 荒川 昌代 | 鳥取市賀露地区公民館 主事 |
| | 小野 達也 | 鳥取大学地域学部地域政策学科 教授 |
| | 福井 正樹 | NPO法人 K i R A L i 代表理事 |
| | 森本 愛 | NPO法人 学生人材バンク 職員 |
| 評価者(公募県民委員) | 高塚 勝 | 自営業(琴浦町議会議員) |

4 スケジュール

第1回評価者会議 : 6月1日 ← 評価者に対する事業選定方法や評価の考え方などの説明

第2回評価者会議 : 6月下旬 ← 評価対象事業決定

第3回評価者会議 : 7月下旬 ← 評価対象事業所管課による事前説明

(第4回評価者会議) : 8月中旬 ← 必要に応じて、評価対象事業所管課による事前説明

最終会議 : 8月31日(金)、9月1日(土) ← 評価実施

5 昨年度の実施結果

最終会議の日時 : 10月14日(金)～15日(土)

最終会議の場所 : 議会棟第2, 第4委員会室(インターネットによる同時配信)

実施結果 : 評価対象事業数23事業中、廃止4事業、改善継続19事業 ⇒ 削減額59百万円

「県政推進に向けた県組織のあり方検討会議」の開催について

平成24年5月21日

行財政改革局業務効率推進課

住民のための、より一層効果的・効率的な県組織をめざした検討を行うため、以下のとおり「県政推進に向けた県組織のあり方検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催することとしましたので報告します。

1 背景

- ・様々な環境の変化（社会基盤の整備、権限移譲、市町村合併 等）
- ・行政課題の変化・増大
- ・厳しい状況が続く県財政

⇒ 地域の実情に的確に対応した、より一層効果的かつ効率的な組織体制への見直しが不可欠。

2 目的

外部委員により、サービスの受け手である住民の視点から、主に総合事務所のあり方について議論を行っていただき、その議論の状況などを踏まえながら、よりふさわしい本県の組織体制への見直し検討を進める。

3 検討会議の委員

| 分野 | 氏名 | 所属・役職 |
|------|-------|--------------------|
| 学識 | 谷本 圭志 | 鳥取大学大学院工学研究科 教授 |
| | 武部 隆 | 鳥取環境大学経営学部経営学科 教授 |
| | 井手添陽子 | 鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授 |
| 産業 | 井上 学 | 鳥取青年会議所 理事長 |
| | 中井 真太 | 米子青年会議所 理事長 |
| 地域活動 | 杉川一二美 | 指導農業士 |
| | 岸田 寛昭 | NPO法人未来 理事長 |
| | 遠藤 彰 | NPO法人喜八プロジェクト 理事 |
| 市町村 | 竹内 功 | 鳥取県市長会会長（鳥取市長） |
| | 石 操 | 鳥取県町村会会長（日吉津村長） |

4 ワーキングチームの設置

県職員で構成するワーキングチームを業務分野別に設置し、検討会議での意見を踏まえながら県庁内部でも検討を進めていく。

5 今後の予定

(1) 第1回検討会議の開催（6月1日予定）

- ・「県組織の現状と課題」「見直しに向けた基本的な方向性」等を議論する予定。

(2) 平成25年度組織編成への反映

- ・検討会議での議論の状況などを随時議会に報告しながら検討を進め、平成25年度以降の組織編成に反映する。

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

平成24年5月21日

人権・同和对策課

鳥取県では、平成21年度に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の中で、人権尊重の社会づくり相談ネットワークを位置づけて、県民からの人権相談に総合的に対応しています。
平成23年度のこの相談ネットワークで対応した相談の概要等については次のとおりです。

1 相談件数…364件（対前年比23.0%増） ※詳細：別添のとおり

2 主な相談事例

| 支援類型 | 具体例 | |
|------------------------------|-------------|--|
| | 相談分野 | 対応状況 |
| ①相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進 | 子ども | 相談内容を整理し県担当課及び市町村担当課等に伝達し、施設内の問題について確認。その後も相談員が助言するなど継続して支援し、解決を促進 |
| | 障がい | 相談内容を整理し県関係機関に伝達し、問題について確認後、対応を要請。相談者が県関係機関を訪問し、県関係機関が助言するなど継続して支援し解決を促進 |
| ②相談内容を第三者として冷静に伝達し、問題への対応を促進 | 高齢者 | 相談内容を老人ホームに伝達し、対応を依頼。その結果、施設で対応策について検討が行われ解決を促進 |
| | 公務員 | 相談内容を整理し該当機関に伝達し、問題について確認後、対応を要請。該当機関と相談者で話し合いがなされ、該当機関側が謝罪し、相談者が納得 |
| ③ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 | 障がい | 関係機関が集まって対応方針を検討する会議への参加要請を受け、コーディネーター的に参画し、機関ごとの支援方針を明確にした。その後、関係機関がこの方針に基づく支援を実施し要支援者の問題の解決を促進 |
| | 外国人・子ども・公務員 | 相談された学校で起きた問題について整理し、教育関係機関に集まって話し合いをしていただき、問題の解決を促進 |
| ④問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供 | 女性 | 問題を整理し、課題ごとに相談先等を情報提供。これに基づき相談者が関係機関に相談し問題の解決を促進 |
| | 高齢者 | 介護保険制度の概要について説明し、保険制度の窓口等の情報を提供。これに基づき相談者が関係機関に相談し問題の解決を促進 |
| | 女性・子ども | 相談者の問題を整理し、調停やDV法の制度の内容（保護命令等）について情報提供。これに基づき相談者の今後とるべき対応について理解を促進 |

3 専門相談員の相談事例等

(1) 専門相談員が行った相談事例

| 専門相談員 | 具体例 | |
|---------|------|---|
| | 相談分野 | 対応状況 |
| 法律（弁護士） | 疾病 | 医師法や診療のあり方などについて解決を促進するための助言 |
| 〃 | その他 | 裁判及び損害賠償の可能性について解決を促進するための助言 |
| 〃 | その他 | 管理費を巡るトラブルについて助言。調停という形で解決できないか助言。助言に基づき相談者が解決へ調整 |
| 〃 | その他 | 男女間のトラブルについて対応を助言。助言に基づき相談者が解決へ調整 |

(2) 専門相談員の助言

専門相談員の専門的知見に基づくアドバイスにより、相談事例の解決を促進している。

| 専門相談員 | 具体例 | |
|-------------|-------------|-------------------|
| | 相談分野 | 対応状況 |
| 福祉（社会保険労務士） | 高齢者・公務員・障がい | 相談事例の解決を促進するための助言 |
| 精神医療（精神科医） | 障がい | 相談事例の解決を促進するための助言 |

4 今後の課題等

(1) 相談ネットワークの県民への周知

県民が人権に関する問題を抱えたときに相談窓口の情報を入手して相談できるよう、継続的にかつ、どのような相談が受けられるのか具体的にわかりやすく周知を図る。

(2) 在住外国人への対応

① 合同相談の実施

外国人のための人権相談として、平成23年12月から（公財）鳥取県国際交流財団との合同相談を試行的に始めた。（毎月第2日曜日の午後。於 鳥取県国際交流財団本部）

② 外国語の人権相談チラシの作成

外国人への人権相談窓口の周知を図るため、外国語（英語・中国語）の人権相談窓口チラシを作成し鳥取県国際交流財団窓口（東中西部）へ配布した。

(3) 関係機関との連携・協力

引き続き、市町村や相談機関等の訪問により、相談ネットワークの周知と連携・協力の依頼を行うとともに、より専門的な関係機関とのさらなる連携・協力を進める。

(4) 相談員のスキル向上

市町村等で人権相談を担当する相談員を含め、絶え間ない相談スキルの向上により、相談者支援の充実を図る。

人権相談窓口における相談の状況について

平成23年度の人権相談窓口へ寄せられた相談の概要は、次のとおり。(平成22年度)

1 相談件数

①受付機関別

| | H23 | (H22) |
|-------|-----|-------|
| 人権局 | 105 | 106 |
| 中部県民局 | 36 | 33 |
| 西部県民局 | 223 | 157 |
| 計 | 364 | 296 |

②相談形態別

| | H23 | (H22) |
|-----|-----|-------|
| 面接 | 185 | 122 |
| 電話 | 161 | 164 |
| 封書等 | 18 | 10 |
| 計 | 364 | 296 |

2 相談内容

①分野別

| | 同和 問題 | 外国 人 | 障が い | 障がい細分(複数計上) H23～ | | | | | 子 ど も | 女 性 |
|-------|----------|---------|---------|------------------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|
| | | | | 身 体 | 知 的 | 精 神 | 発 達 | 不 明 | | |
| H23 | 6 | 14 | 129 | 19 | 27 | 69 | 69 | 40 | 19 | 36 |
| (H22) | 10 | 3 | 101 | - | - | - | - | - | 9 | 15 |

| | 高 齢 者 | 公 務 員 に よ る も の | 労 働 者 | 疾 病 | そ の 他 | 計 |
|-------|-------------|--------------------------------------|-------------|--------|-------------|-----|
| H23 | 47 | 69 | 40 | 30 | 63 | 453 |
| (H22) | 14 | 83 | 27 | 32 | 50 | 344 |

※相談内容により複数の分野に計上

②行為類型別

| | 差 別 表 現 | 落 書 き | イン タ ー ネ ッ ト | 就 労 (募 集 採 用) | 就 労 (左 以 外) | 虐 待 (身 体 的) | 虐 待 (心 理 的) | 虐 待 (性 的) | 虐 待 (経 済 的) | 虐 待 (ネ グ レ ク ト) | サ ー ビ ス 提 供 | 就 学 |
|-------|------------------|-------------|-----------------------------|------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------------------|----------------------------|--------|
| H23 | 4 | 0 | 1 | 10 | 27 | 4 | 6 | 0 | 3 | 0 | 186 | 9 |
| (H22) | 9 | 0 | 9 | 0 | 20 | 5 | 14 | 1 | 3 | 1 | 115 | 0 |

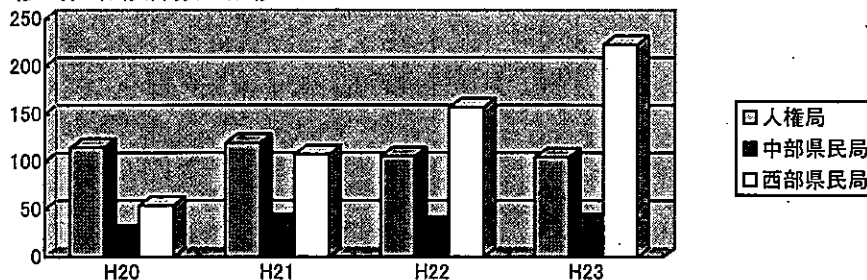
| | プ ラ イ バ ン | 居 住 ・ 生 活 の 安 全 | 報 道 被 害 | 誹 謗 中 傷 | 嫌 が ら せ | い じ め | セ ク ハ ラ | 性 犯 罪 | 結 婚 差 別 | 貸 貸 拒 否 | そ の 他 | 計 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|-----|
| H23 | 16 | 123 | 2 | 19 | 82 | 34 | 1 | 0 | 1 | 0 | 32 | 560 |
| (H22) | 16 | 74 | 1 | 22 | 85 | 27 | 0 | 1 | 0 | 0 | 17 | 420 |

※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

3 相談窓口の対応状況

| | 情 報 提 供 ・ 助 言 | 他 機 関 (県 の 機 関) 紹 介 | 他 機 関 (県 以 外) 紹 介 | そ の 他 (傾 聴 な ど) | 計 |
|-------|---------------------------------|---|--|-----------------------------------|-----|
| H23 | 300 | 10 | 7 | 47 | 364 |
| (H22) | 211 | 14 | 6 | 65 | 296 |

(参考) 相談件数の推移



鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る 審査基準についてのパブリックコメントの実施について

平成24年5月21日
公文書館

1 目的

本年4月1日に「鳥取県公文書等の管理に関する条例」が施行され、公文書館が所蔵する特定歴史公文書等は原則一般利用となったが、同条例第13条第2項に掲げる情報（個人情報等）についてはその全部又は一部を利用に供しないことができる」とされている。その利用制限を行う際の審査基準を設けるにあたり、パブリックコメントを行い、広く県民の意見募集を行う。

2 審査基準案の概要

(1) 審査の基本方針

審査において「時の経過」を考慮するにあたっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとするという「30年ルール」（国際的慣行）を踏まえるとともに、30年を経過した公文書に記録されている個人情報については、その情報の種類ごとに「50年」「80年」「110年」という期間の目安を定めて、個人の権利利益を害するおそれの有無を検討する。

(2) 現用公文書の非開示情報（法令秘情報、個人情報、法人情報、任意提供情報、事務遂行情報、公共安全情報）と同様の利用制限を行うための判断基準（条例第13条第2項第1号及び第2号）

鳥取県情報公開条例第9条2項及び鳥取県議会情報公開条例第8条の運用・解釈に準拠して利用制限の考え方を示す。

(3) 寄贈寄託条件による利用制限に関する判断基準（条例第13条第2項第3号）

文書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に寄贈・寄託されたものについての期間の考え方を示す。

(4) 原本保護のための利用制限に関する判断基準（条例第13条第2項第4号）

原本を提供することにより破損・汚損のおそれがある場合の制限についての考え方を示す。

(5) 部分公開に関する判断基準

利用制限情報が含まれる簿冊について、部分公開とすべきか非公開とすべきかの判断基準を示す。

(6) 本人情報の取扱いについて

本人情報が第三者の利用制限情報を含む場合についての取扱いについて示す。

(7) 実施機関等による利用の特例

引継元の実施機関による利用にあたっては（2）の利用制限を行わないことを示す。

3 パブリックコメントの募集期間・募集方法

5月28日（月）から6月25日（月）まで

審査基準案の概要・本文をとりネットへ掲載、県民課等の窓口での縦覧・配布

4 パブリックコメント実施後のスケジュール

7月上旬 意見とりまとめ結果の公表・議会報告

7月中旬 審査基準の策定・施行

鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準 の概要

平成24年5月21日

鳥取県立公文書館

第1 審査の基本方針

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえる。

時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合には必要最小限の制限を行い、個人の権利利益を害するおそれの有無については、別紙「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を定めて検討を行う。

特定歴史公文書等に付された意見の「参酌」は、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するが、最終的な判断はあくまで公文書館長に委ねられていることを明確にする。

第2 現用公文書の非開示情報と同様の利用制限を行うための判断基準〔条例第13条第2項第1号及び第2号〕（鳥取県情報公開条例第9条2項及び鳥取県議会情報公開条例第8条の運用・解釈に準拠して個々の情報ごとに利用制限の考え方を示す。）

1 法令秘情報

「法令等」「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされる情報」「法令等の規定の定めるところにより公にすることができないと認められる情報」「法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等」の解釈を示す。

2 法人情報

「法人」「その他の団体」「事業を営む個人」「当該事業に関する情報」「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」、いわゆる任意提供情報に係る「任意に提出されたもの」「通例として公にしないこととされているもの」「当時の状況等に照らして」の解釈を示す。

3 事務・事業遂行情報

「事務又は事業に関する情報」「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」「国若しくは地方公共団体が経営する企業に係る事業」の解釈を示す。

4 個人に関する情報

- (1) 特定の個人を識別することができる情報等に関して、「個人に関する情報」「事業を営む個人の当該事業に関する情報」「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の解釈を示す。
- (2) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に関して、「法令等の規定により公にされ」「慣行として公にされ」「公にすることが予定され」の解釈を示す。
- (3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の解釈を示す。
- (4) 「公務員等に関する情報」の解釈を示す。
- (5) 「公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの」の解釈を示す。

5 公共の安全等に関する情報

「犯罪の予防、鎮圧」「(犯罪の) 捜査、公訴の維持、刑の執行」「その他の公共の安全と秩序の維持」「支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」の解釈を示す。

第3 寄贈寄託条件による利用制限に関する判断基準 [条例第13条第2項第3号]

利用制限に係る「一定の期間」の解釈を示す。

第4 原本保護のための利用制限に関する判断基準 [条例第13条第2項第4号]

「特定歴史公文書等の原本」「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

「原本が現に使用されている場合」の解釈を示す。

第5 部分公開に関する判断基準

利用制限部分を容易に区分して除くことができる場合の措置、「容易に区分して除くことができる」と「有意の情報が記録されていないと認められるとき」の解釈を示す。

第6 本人情報の取扱いについて

「本人に係る個人識別情報」が「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合や、条例第13条第2項各号に掲げられた場合にも該当する場合の取扱いを示す。

第7 実施機関等による利用の特例 (条例第22条)

作成元実施機関等が利用請求をした場合の利用制限について示す。

(別紙) 30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

| 特定歴史公文書等に記録されている情報 | 一定の期間 (目安) | 該当する可能性のある情報の種類の例(参考) |
|---|------------------|---|
| 個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 50年 | ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録 |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 80年 | ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑) |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 110年 を超える適切な年 | ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 |
| <p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含み、「一定の期間」は110年を目途とする。</p> <p>4 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p> | | |

いなばのジビエ連絡協議会の設立について

平成24年5月21日
東部総合事務所
八頭総合事務所

ジビエ（猪、鹿肉）のイメージアップや消費拡大を進めるために、その有効活用に関心のある狩猟者、食肉処理加工事業者、飲食店等食品関連事業者、関係団体、機関等と商工会、自治体から成る「いなばのジビエ連絡協議会」が平成24年5月17日に設立されました。

県としては狩猟者から飲食店等の幅広い構成員の連携による有害鳥獣有効活用の取り組みを支援します。

1 背景・課題

- 猪、鹿の捕獲数が増加しているが、大部分が廃棄処分でも有効活用されていない。
- 「鳥取県イノシシ・シカ解体処理衛生ガイドライン」の作成（平成23年6月）や、食肉解体処理施設の整備等、安全安心な獣肉処理供給体制が進んできている。
- 各地域や団体等による有効活用に向けた熱心な取り組みが行われている。
- 我が国ではこれまで日常食べ慣れない食材なので需要や消費が伸び悩んでいる。

2 協議会の概要

- (1) 目的：協議会は、鳥取県東部地域で捕獲されるジビエ（猪・鹿等の野生肉）の認知度向上、イメージアップに関する取り組みを実施し、ジビエの消費拡大を図ることを目的とする。
- (2) 事業：①ジビエに関する学習及び情報、活動状況交換
②先進事例研究
③イメージアップ及び消費拡大に向けた取り組み
④前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業
- (3) 代表者及び役員：会長 長尾 裕昭（(株)ふるさと鹿野代表取締役）
副会長 三浅 保則（(社)物産観光やず）
理事 伊吹達也（シシボタンの会）他5名
- (4) 構成員
獣肉処理加工業者、飲食店、関係団体企業、個人等 32会員
商工会（鳥取商工会議所、東部東・西商工会産業支援センター）
自治体（県、鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町）

3 期待される効果

- 獣肉の良さの周知（一般消費者・飲食店等）
- 取り扱い飲食店、加工業者等の増加
- 獣肉活用量の増加
- 捕獲個体の食肉解体処理施設への出荷増加

*ジビエ（仏: gibier）とは、狩猟によって、食材として捕獲された野生の鳥獣である。主にフランス料理での用語。

若桜鉄道沿線地域の活性化に向けた取組について

平成24年5月21日
交通政策課
八頭総合事務所

国の有形文化財に登録され貴重な産業遺産として注目される若桜鉄道の沿線において、近年、様々な地域活性化の取組が行われています。県として、地元町や各団体等と連携し、さらなる活性化に向け各種事業を展開します。

1 事業の概要

(1) 若桜鉄道ミュージアム創出事業

若桜鉄道の沿線一帯を鉄道ミュージアムと見立て、地元団体が行う取組に対し支援を行うとともに、全国へ発信することにより、新たな来訪者を呼び込み沿線の活性化に繋げる。

(単位：千円)

| 事業内容 (予定) | 事業費 (うち県費) | 事業実施主体 |
|--|-------------------|---|
| [ソフト事業] ・若桜鉄道まるごとミュージアム推進計画 (仮称) の作成 ・ガイドブック、リーフレットの作成 ・日本鉄道保存協会総会に併せて、キックオフイベントを開催 (10月、若桜町予定) ・周辺住民をミュージアムの学芸員と見立てたガイドの養成 など | 1,000 (1,000) | 若桜鉄道沿線活性化協議会 [会長:藤原源市 (若桜駅を元気にする会会長)、会員:16名] |
| [ハード事業] ・ミュージアム看板の設置、施設のバリアフリー化、文化財の修繕 (美装化) など | 10,000 (5,000) | 若桜町、八頭町 |
| [対外的な情報発信事業] ・鉄道雑誌、旅行雑誌への広告掲出、現地案内ツアーの開催、首都圏、関西圏でのPR | 1,800 (1,800) | 県 (交通政策課) |
| 計 | 12,800 (7,800) | |

(2) 若鉄サイクルトレイン化で若桜谷活性化事業

若桜鉄道のサイクルトレイン化 (自転車を折りたたんだりせず、そのまま車両に持ち込むことができるもの) により、地域に新たな来訪者を呼び込むために必要な事業に対して支援を行う。

(単位：千円)

| 事業内容 | 事業費 (うち県費) | 事業実施主体 |
|---|----------------|------------------------|
| ポタリング&サイクルトレインマップ作成 | 240 (160) | 若桜町商工会青年部 八頭町商工会青年部 |
| 若桜駅下車後にポタリング (※) を楽しむためのマップ等を作成する。 | | |
| 啓発イベント「サイクルトレイン」 | 318 (67) | |
| サイクルトレインとサイクリングを楽しむイベントを実施。[H23年度実証実験の後継事業] | | |
| 広告掲載 | 560 (373) | |
| サイクルトレインの定例化及びイベントを周知する。 | | |
| 計 | 1,118 (600) | |

※ 自転車で散策すること。

2 その他

- ・ 4月下旬には、若桜鉄道沿線活性化協議会のメンバーを中心に、猫の『たま駅長』で多くの観光客が訪れる和歌山電鐵貴志川線及びその沿線団体 (貴志川線の未来をつくる会、山東まちづくり会) の取組を調査する視察研修も実施した。
- ・ 若桜鉄道にSL観光列車を走らせようと、若桜線SL運行委員会により募金活動も始まっている。

【参考】若桜鉄道沿線の概況について

- 昭和5年に開通した若桜鉄道の駅舎や鉄橋等の諸施設（23施設）が、国の有形文化財に登録（平成20年）され、昭和初期の面影を残す貴重な歴史的遺産として注目されている。



若桜駅



丹比駅の底に利用されている輸入レール
[CARNEGIE（カーネギー）1911の刻印]



若桜駅構内の転車台と給水塔



第一八東川橋梁

- このように、沿線には多くの魅力ある鉄道資源があり、これらの資源等を活用した地元住民のさまざまな取組が行われ、若桜鉄道を核とした地域活性化の機運が高まっているところである。



ふるさとかかし
(八頭町商工会駅前活性化委員会)



隼駅まつり
(若桜鉄道「隼駅を守る会」)

- さらに、このような沿線の地域住民組織を総括しネットワーク化して相乗効果を生み出そうと、平成23年3月に両町商工会・観光協会、各駅を守る会などの住民組織等からなる「若桜鉄道沿線活性化協議会」が組織された。

鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業について

平成24年5月21日
中部総合事務所

中部で盛んなウォーキングは、中部地区の今後の国内観光やインバウンド推進の素材として高い将来性が認められ、また、県民の健康づくりにも寄与する中部の特筆すべき地域資源である。

中部総合事務所では、この地域資源を活かし、育成して、中部をウォーキングリゾートとして打ち出し、中部地区の地域・観光振興と県民の健康づくりを推進していくこととしている。

1 現状・背景

(1) ウォーキングは地元主体で取り組み、かつ成長中の活動

- ・県内のシンボル大会『SUN-IN未来ウォーク』の開催(NPO未来 2001年～)。 「観光」、「健康」、「環境」、「交流」、「教育」の5つのコンセプトで地域に貢献。
H23. 8 日本マーチングリーグ(サッカーでいうJ1)に加盟が決定。
→全国のトップ大会へレベルアップ。参加も3000人から一気に5000人クラスへ。6/16,17開催。
- ・日本ノルディック・ウォーク学会の設立総会が今年11月10日に湯梨浜町で開催されることが決定。

(2) ウォーキングが盛んな中部

- ・県内60大会のうち、29大会が中部開催。
- ・県内の日本市民スポーツ連盟公認コースのほとんど(11コースのうち10)は中部に存在。
- ・ノルディックウォーク大会、教室の開催も盛ん。

(3) インバウンド素材としての将来性

- ・ウォーキングを通じた国際交流が進行中(NPO未来=大韓ウォーキング連盟)。
- ・東郷湖周回コースは景観・足湯等で国際的にも高評価。→外国人ウォーカー誘客に高い可能性。

(4) 日韓グランドスラムウォーカー大会の開催

- ・H24年11月中部で開催が決定。(中部コース100kmを24時間で完歩し、日韓の4大会を全制覇。)
→本大会を広告塔として、更なる韓国人ウォーカーの誘客へ！

(5) 地元の主な動き

- ・倉吉市 多言語マップ「ウォーキング日和(鳥取くらし編)」をNPO未来が地元の協力を得て作成。
- ・三朝町 温泉旅館組合がラドン温泉とウォーキングを組み合わせたウォーキングマップを作成。
- ・湯梨浜町 東郷湖を中心としたウォーキングリゾートプロジェクトの動きが始動。
- ・北栄町 地元団体「北栄健康てくてくクラブ」がウォーキング大会の開催やマップ作成、子どもの歩育など幅広い活動を展開中。
- ・琴浦町 町が町内の11コースを紹介する観光ウォーキングガイド(マップ)を作成。

2 中部総合事務所の取組

(1) 鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業

- ・県民局・福祉保健局・県土整備局が連携して支援事業を検討し、H24当初予算化。
＜事業内容＞SUN-IN未来ウォーク及び日韓グランドスラムウォーカー大会の開催支援
ノルディックコースマップ製作、ノルディック指導員養成
情報発信、歩道整備

(2) 旅行エージェント等へのプロモーション

- ・NPO未来、梨の花温泉郷広域観光協議会、県が連携して国内外からの誘客に向けたプロモーションに取組中。

(3) 西部総合事務所との連携

- ・西部総合事務所の協力を得て、スポーツツーリズムに係る韓国側とのネットワークに中部総合事務所も参画し、韓国からの誘客拡大に取組開始。

(4) 職員の意識醸成

- ・所内職員を対象としたノルディックウォーク体験会を開催
- ・ケータイで健康づくりウォーキング大会などに職員が積極的に参加。

第13回国際マンガサミット鳥取大会の準備状況について

平成24年5月21日
西部総合事務所
国際マンガサミット実施本部
文化観光局まんが王国官房

本年11月7日（水）から11日（日）に米子コンベンションセンターで開催される「第13回国際マンガサミット鳥取大会」の準備状況は、以下のとおりです。

1 国際マンガサミット鳥取大会ボランティアセンターの設置

- 設置時期 5月1日（西部総合事務所1階）
- 体制 設置主体（委託先）：財団法人とっとりコンベンションビューロー
職員数：2名（コーディネーター）
- 業務内容
 - ・ボランティアの募集（延べ500名（100名×5日間）を想定）
 - ・ボランティア研修会の開催（おもてなしの心得、国際マンガサミットの概要及び各担当業務について）
 - ・サミット期間中のボランティアスタッフの割当て
- ボランティア業務内容
 - ・総合案内、通訳、漫画家誘導・案内、イベント運営、交通・誘導等

2 国際マンガサミット（ICC）事務局（韓国）等の来県対応について

(1) 日程 平成24年5月8日（火）～11日（金）

主な日程

- 9日 9:00～18:00：サミットエクスカーションコース視察等
 - ・赤瓦・白壁土蔵群、青山剛昌ふるさと館、コナン通り、鳥取砂丘、砂の美術館
 - ・知事表敬訪問（13:30～13:50）
- 10日 10:00～11:30：開催地（アジアMANGAサミット運営本部、鳥取県）との協議
14:00～17:30：サミットエクスカーションコース視察等
 - ・水木しげるロード、水木しげる記念館

(2) 来県者（6名）

| 所属名 | 役職名 | 氏名 |
|--------------------------|--------------|-----------------------------|
| 国際マンガサミット （韓国漫画映像振興院） | 事務局長 （院長） | 金炳掀（キムピョンホン） Kim Hyung Heon |
| 国際マンガサミット | 事務局 | 張民貴（チャンミンギ） Jang Min Gwi |
| 国際マンガサミット | 事務局 | 金志妍（キムジヨン） Kim Ji Yean |
| 韓国漫画映像振興院 | チーム長 | 朴錫煥（パクソクファン） Park Seok Hwan |
| 韓国漫画映像振興院 | スタッフ | 康禎娟（カンチョンヨン） Kang Jung Yeon |
| 韓国文化体育観光部 | 事務官 | 蘇淳川（ソスンチョン） So Soon Cheon |

(3) 開催地（アジアMANGAサミット運営本部、鳥取県）との協議概要

ア) 出席者 アジアMANGAサミット運営本部：里中代表、千葉事務局長、森山さん
鳥取県：林本部長、山崎副本部長 ほか

イ) 協議事項

- ・国際マンガサミットの全体スケジュールについて
- ・各国への案内通知内容について
- ・エクスカーションコースについて など

ウ) 決定事項

- ・裏面記載の全体日程についての確認
- ・エクスカーションコースについての確認（青山剛昌ふるさと館、倉吉白壁土蔵群、水木しげる記念館、水木しげるロードなど）
- ・代表者会議での「鳥取共同宣言」（仮称）の採択
- ・サミット参加国への開催案内通知の発送時期、周知方法などを確認

 ＊6月1日開催案内通知送付

3 全体日程について

【テーマ】：「食」と「海」

【サブテーマ】：「マンガと地域経済効果」

| 日 程 | 時 間 | 第13回国際マンガサミット (国際会議) | | まんが王国とっとりフェスタ 展示、物販 (10:00~18:00) フードコート (11:00~15:00) |
|---------------|-----------------|---|----------------------|--|
| | | 国際会議場など | | 多目的ホールなど |
| 11月7日 (水) | 18:00~ 20:00 | 開会式 (米子全日空ホテル) (注) ・郷土芸能披露 ・ウェルカムパーティー | | 10:00~ 開会式 (テープカット等) |
| 11月8日 (木) | 10:30~ 12:00 | 表彰式 (マンガコンテスト受賞者、サミットキャラクター命名者) サミットシンポジウム | | (5日間共通) ・国際漫画作品展 漫画家の作品約800点を展示 ・公開アトリエ 漫画制作のアトリエを会場に再現し、制作の様子を公開 ・漫画家サイン会 (延べ10回程度) ・石ノ森萬画館応援ブース ・まんが王国とっとりPRコーナー ・「まんが王国とっとりフェスタ」食の祭典 (グルメ漫画家プロデュース料理の特別提供、食のみやこ鳥取県のグルメが大集合) |
| | 13:00~ 14:30 | サミットフォーラム | | |
| | 15:00 | 代表者会議 (注) | 日本文化体験 (皆生温泉) (注) | |
| | 18:00 | 交流会 (皆生グランドホテル) (注) | | |
| 11月9日 (金) | 9:00~ 17:30 | エクスカーション (注) | | ・「まんが王国とっとりフェスタ」食の祭典 (グルメ漫画家プロデュース料理の特別提供、食のみやこ鳥取県のグルメが大集合) |
| | 18:00 | 閉会式 (米子全日空ホテル) (注) ・大会旗の引継ぎ ・郷土芸能披露 | | |
| 11月10日 (土) | | 各国送別、解散 | | (11月10、11日のみ) |
| 11月11日 (日) | | | | ・まんが教室、トークショー |

(注) 各国・地域の漫画家の方々の方々のみの参加行事です。

エクスカーションコース(案)

<出発日>11月9日(金)【基本コース】
「まんが王国とっとり」縁の地めぐり
(サミットのサブテーマ「マンガと地域経済効果」を体感)

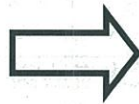
9:00

各宿泊先
ホテル発



9:20~10:00

国際まんが博
会場



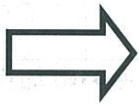
11:00~11:30

青山剛昌ふるさと館
コナン通り



12:00~13:00

昼食
はわい温泉

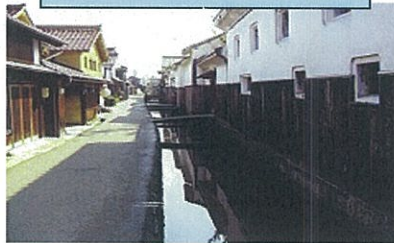


13:30~14:20

遥かな町・倉吉
白壁土蔵群・散策



JR境線
鬼太郎列車
(車窓)



15:30~17:00

水木しげるロード
水木しげる記念館

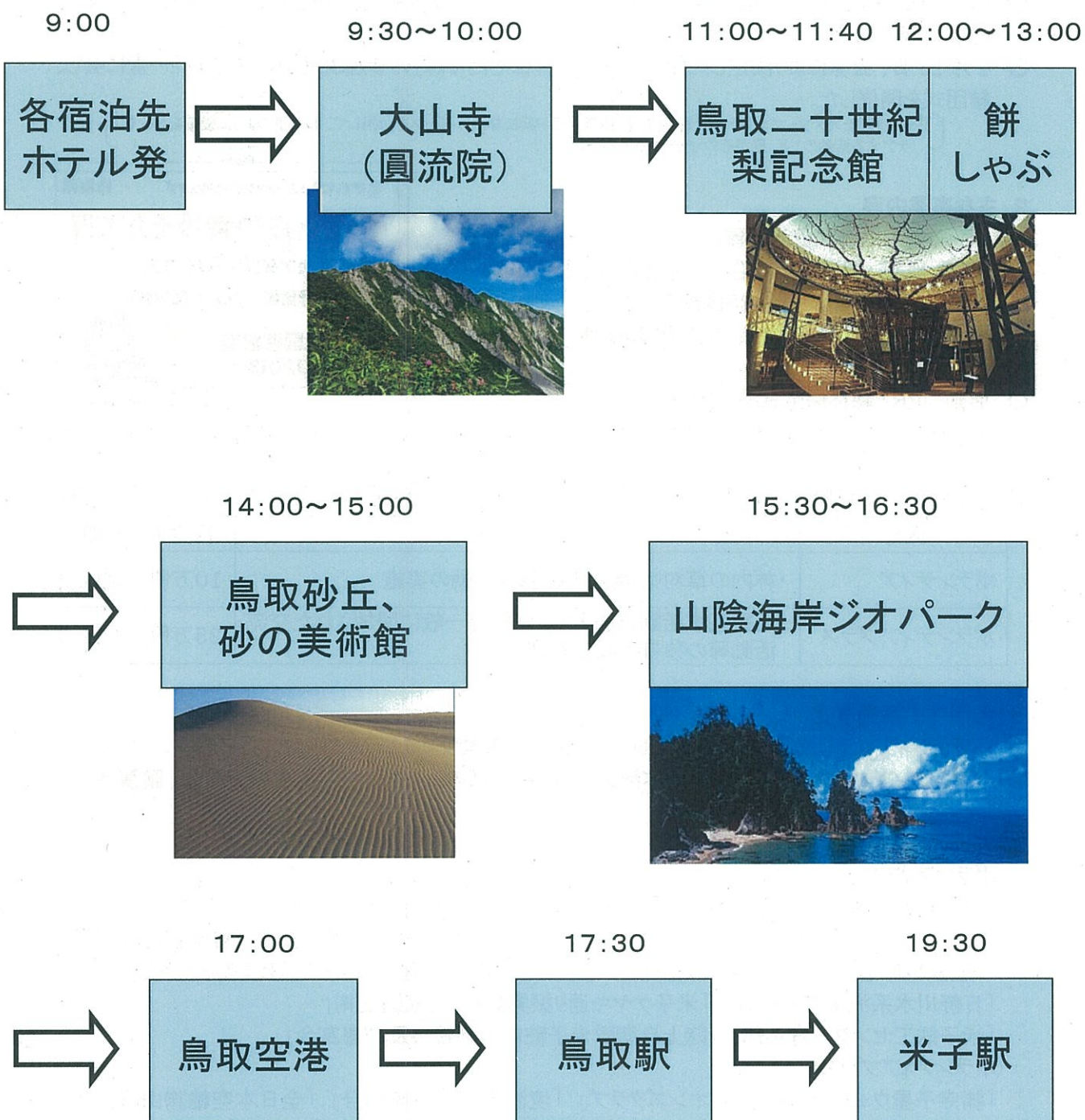


17:30

閉会式会場着
(米子全日空ホテル)



＜出発日＞11月10日(土)【オプションコース】
 大山・鳥取砂丘・山陰海岸ジオパーク自然満喫コース



よみがえれ弓ヶ浜！白砂青松アダプトプログラムの実施について

平成 24 年 5 月 21 日
西部総合事務所
森林・林業総室

1 経過

- 平成 22 年末から平成 23 年始めにかけて豪雪被害を受けた、国道 431 号沿線の弓ヶ浜松林は、平成 23 年度中に雪害木撤去、植付等の作業が終了し、復旧に目処がついたところ。
- 今後の保育のため「弓ヶ浜・白砂青松そだて隊」を結成。松林に企業や団体を里親として迎える概念を取り入れ、白砂青松アダプトプログラム(※)を実施。
- 弓ヶ浜松林の継続的保全活動を行う中で、緑の大切さ、森林保全、環境意識を啓発し、更には、全国植樹祭に向けての盛り上げを図ることとした。
- 4 月 25 日、公募により決定した「弓ヶ浜・白砂青松そだて隊」の参加30団体(50名)が一堂に会し、結団式を開催した。

(※白砂青松アダプトプログラムとは、企業・団体等が弓ヶ浜松林のスペースを分担して、わが子のように愛情をもってケアする活動のこと。県がそのマッチングを行った。)

2 主な事業内容

- 「弓ヶ浜・白砂青松そだて隊」
 - ・対象地域: 国道431号沿いの県有松林など約25ha
 - ・区画: 対象地域を25区画に分割
 - ・参加団体等: 企業、自治会、団体等30団体
 - ・活動期間: 3年以上
- 活動のPRと森林保全意識の醸成
 - ・県産材木製PR看板を設置し、活動を県内外に広くPR。また、交流活動の実施により、地域の活性化にも寄与する。
- 「弓ヶ浜・白砂青松そだて隊」が行う松林の保全活動や松林を利用した活動に対する報奨金の支給



(サインパネル)

| 区分 | 活動内容 | 報奨金(上限) |
|-----------|--------------------------------------|---------|
| ボランティア | ・林内の草刈り、清掃等の基本活動の実施 | 10万円/地区 |
| ボランティアプラス | ・上記基本活動に加えて、植林等一般に開放された交流活動等の独自活動の実施 | 25万円/地区 |

3 各団体の活動予定

- ボランティア: 15団体が、林内の草刈りや清掃等の基本活動を計画
- ボランティアプラス: 15団体が、基本活動のほか、外部の人を招いて、植樹や交流会、講演会等の独自活動を計画

(参加団体名)

〈ボランティア〉

「航空自衛隊美保基地美保基地幹部会及び美保基地准曹会」「境港ロータリークラブ」
「カネックス(株)」「(株)平田組」「(有)平井工業」「米子ガスグループ」「大篠津地区自治連合会」
「(社)鳥取県造園建設業協会西部支部」「美保テクノス(株)」「国立米子工業高等専門学校」
「日野川水系漁業協同組合」「米子ケヤキ通り振興会」「丸京製菓(株)」
「米子鉄工センター青年部」「陸上自衛隊米子駐屯地修親会及び曹友会」

〈ボランティアプラス〉

「(株)寺子屋ウェブ・境港ライオンズクラブ」「境港市職員労働組合」「全日本空輸(株)山陰支店」
「富山神通ライオンズクラブ・米子中央ライオンズクラブ・米子城山ライオンズクラブ」
「和田町マツ守り隊」「野村証券(株)米子支店」「鳥取西部農業協同組合」「(有)米子造園」
「(株)鳥取銀行」「米子信用金庫」「大山横手道上ブナを育成する会」「ホスピタウン」
「皆生温泉観光(株)」「新日本海新聞社西部本社」
「米子ライオンズクラブ・米子グレートサウスライオンズクラブ・米子錦ライオンズクラブ」(区画番号順)